

「富山県屋外広告物条例許可基準等の改正(案)」に対する意見の概要
及び意見に対する考え方

	No.	パブリックコメント(意見)の概要	意見に対する考え方
1 屋上広告 について		<p>屋上広告は、建築物の上に飛び出して設置され、建築物自体の美しさを阻害し、眺望景観に大きな支障を及ぼすものである。</p> <p>基準案では、高さ基準が住居専用地域で4m、市街地では6mとなっているが、4mは住宅の1階相当、6mは2階建て住宅の高さであり、眺望景観の保全や美しい街並みの形成といった観点からは更に高さを低く抑えるべきと考える。(富山市の新基準案はそれぞれ2m、4mとなっている。)</p>	<p>今回の改正基準案では、特に高さを押さえる方向で基準案の検討を進めてまいりました。</p> <p>屋上広告の高さの基準案は、レベル2・3が4m以下、レベル4・5を6m以下としておりますが、今回のご意見を踏まえ、特に屋上広告の景観に与える影響の大きさや、基準の分かりやすさを考慮し、富山市と同じ基準(レベル2は2m以下、レベル4・5は4m以下)に調整します。</p>
		<p>看板は建物を探す時は役立つが、大半の看板は目障りで見たくないのに目に入ってきて、せっかくの風景も見えない。特に屋上の看板は無いほうが良いと思う。</p>	
2 基準全般 について		<p>最近パブリックコメントを富山市もやっていた。</p> <p>富山市と県の基準はなぜ違うのか。ある程度基準が厳しくなるのは仕方がないと思うが、県内で富山市とそれ以外で基準が変わるのは分かりにくく、基準を守りにくくなってしまう。できれば基準は統一してほしい。できれば緩い方で。</p>	<p>今回の改正基準案では、特に高さを押さえる方向で基準案の検討を進めてまいりました。</p> <p>富山市は、県の基準案をベースとして、中核市としての特色をもたせた基準設定となっております。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、富山市とそれ以外の市町村で基準が違くと複雑で分かりにくくなることは否めないため、屋上広告、野立広告について、高さについては富山市と同じ基準に調整します。</p>
3 案内誘導 広告物につ いて		<p>これまで野立広告の設置が許可されなかった地域等で、案内誘導広告物の基準を緩和する案について、必要最低限の案内誘導情報の表示を許容する趣旨であるならば、その色彩基準は、他の広告物より厳しい基準とすべきと考える。(例えば全ての部分で高い彩度の色彩の使用を禁止する等)</p>	<p>今回の改正基準案では、幹線道路沿線において、経済活動や景観への影響を考慮したうえで、規制を一部緩和する検討を進めてまいりました。</p> <p>案内誘導広告物は、野立広告が許可されない地域で必要最低限の案内誘導情報の表示について、設置が認められるものであり、目的や表示内容等に条件をつけたうえで、大きさの基準を緩和することとしております。</p> <p>色彩基準については野立広告よりも厳しい基準(彩度6又は4超を1/3を超えて使用しない)に設定しております。</p> <p>なお、広告面全てで高彩度色の使用を禁止した場合、商標等の使用が困難になることなどから、そのような基準設定は困難と考えております。</p>
		<p>案内誘導広告物に関して、表示内容を必要最小限のものにする、誘導対象施設が建築物の密集した地域にあるなど案内誘導の必要性が高いこと、などの条件が設定されているが、条件をもっと緩和してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設の限定、誘導を必要性が高くないものも全て対象としてほしい。 ・表示内容に矢印が必要であれば、矢印の方向はだいたいの方向としてほしい。 ・道路沿いにある建築物への誘導に限定しないでほしい。 	

「富山県屋外広告物条例許可基準等の改正(案)」に対する意見の概要
及び意見に対する考え方

	No.	パブリックコメント(意見)の概要	意見に対する考え方
4 色彩基準 について		<p>屋外広告物は、その大きさだけでなく色合いが周辺環境に調和していることが重要である。基準案で一部の地域ではあるが色彩基準を導入することは画期的なことと評価する。</p> <p>今後は、全ての地域で色彩基準に合うような広告物が設置されるとともに、自由な色を使える1/3の部分にも広告物の地の色や周辺の建築物等と調和する色彩が使用されるよう、誘導策を講じられたい。</p>	<p>今回の改正基準案では、特に景観への配慮が求められる地域や物件に限定し色彩基準導入を検討してまいりました。</p> <p>また、現在も「富山県景観広告ガイドライン」等により、景観に配慮された屋外広告物への誘導を行っているところです。</p> <p>今後とも、景観に配慮された屋外広告物の色彩等について普及に努めてまいりたいと考えております。</p>
5 適用除外 について		<p>許可申請のいらぬ面積も、もう少し緩くしてほしい。</p>	<p>現行規制では、自家広告物のうち、小規模なものについては、許可申請が不要(適用除外)となっており、許可地域では10㎡まで、禁止地域では5㎡又は7㎡までは許可申請は不要です。</p> <p>今回の地域区分の見直しにあわせ、適用除外も区分に合せ整理しますが、緩和は予定しておりません。</p> <p>なお、自己の営業所等の敷地以外に設置する広告物については、面積にかかわらず許可申請が必要です。</p>
6 野立広告 について		<p>住宅地を除く市街地(レベル5の用途地域)は、主要道路沿いでも8m30㎡以内で設置可能ですが、同じように景観の影響の少ない家屋連たん地域も同じ対応をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正基準案では、幹線道路沿線において、経済活動や景観への影響を考慮したうえで、規制を一部緩和する検討を進めてまいりました。</p> <p>去る7月に実施した事業者アンケート結果では、幹線道路沿いでの野立広告の規制緩和への反対する意見が3割となったほか、自由意見でも同様の意見が目立つ結果となりました。</p> <p>このため、家屋連たん地域における野立広告の規制緩和については、見送ることとしたものであり、ご理解いただきたいと思います。</p>
7 高速道路 沿いの規制 について		<p>高速道路両側500m以内の用途地域(8m30㎡)以外は禁止地域として野立広告は禁止、案内誘導広告物のみ設置可能だが、展望のできない部分に関してはレベル4を適用させてもよいのではないか。</p>	<p>今回の改正基準案では、現行の高速道路沿いの禁止地域のうち、用途地域は除外することとしております。</p> <p>また、高速道路本線から地形により展望できない区域は除外可能とすることとしており、その場合はレベル4を適用することとなります。</p>